

証券コード 4274

令和3年6月8日

株 主 各 位

東京都あきる野市菅生1847番地
細 谷 火 工 株 式 会 社
代表取締役社長 細 谷 穰 志

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会にご出席される株主さまは、株主総会開催日現在のウイルス感染拡大の状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和3年6月23日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和3年6月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都あきる野市菅生1847番地
当社 技術開発センター会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください）
3. 目的事項
報告事項 第70期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知添付書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.hosoya-pyro.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

## (添付書類)

### 事業報告

(令和2年4月1日から  
令和3年3月31日まで)

#### I 会社の現況に関する事項

##### 1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、経済活動は停滞し、二度にわたる緊急事態宣言の発令による企業収益の悪化や個人消費の低迷が続く厳しい状況となりました。

このような環境のもと、当社は事業の継続を最優先とし、従業員の安全確保に取り組みながら工場の稼働を継続いたしました。

主力の火工品事業では、民間向け製品市場に感染症拡大の影響があり売上が伸び悩みました。防衛省向け製品も前期と比べ減少したものの期初の計画通りの売上が確保できたことに加え、新規化成品の受注増加により前期と比べ増収となりました。

損益面では、収益性の改善を目的とした、機械や設備の更新と作業の見直しを進めたことが奏功し、従業員の処遇改善や環境整備のための設備投資を行ってもなお、利益率は大幅に向上いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,557百万円（前期比0.5%増）、営業利益198百万円（同17.6%増）、経常利益201百万円（同17.5%増）、当期純利益143百万円（同25.5%増）となりました。

事業別の販売状況は、次のとおりであります。

(火工品事業) 当事業年度の売上高は1,390百万円（前期比0.6%増）となりました。防衛省向け製品の売上は、受注数量が大幅に減少したことや、一部製品が次年度納期の契約となったことで前期と比べ減少いたしました。また、民間向け製品の市場は感染症拡大の影響で停滞気味となり売上は落ち込みましたが、これらを化成品の新規受注で補うことができました。また、長期的な視点で継続している製品ごとの工程改善が今期確実に成果を上げ、利益率は大幅に向上いたしました。この結果セグメント利益は115百万円（同35.8%

増) となりました。

(賃 貸 事 業) 当事業年度の売上高は167百万円(前期比0.3%減)となりました。下期、商業施設内に建物を新設し、賃貸契約を開始しましたが、その他の契約が減少したことなどによりセグメント利益は118百万円(同1.2%減)となりました。

## 2. 設備投資等の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は54百万円で、その主なものは次の通りです。

火工品事業では、製造設備及び検査機器等9百万円、施設や作業環境の整備14百万円。賃貸事業では、賃貸中の建物改修18百万円、建物の新設10百万円などであります。

## 3. 資金調達の状況

設備の新設及び拡充資金は、自己資金及び一部借入金によっています。

## 4. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 67 期<br>平成29年度 | 第 68 期<br>平成30年度 | 第 69 期<br>令和元年度 | 第 70 期<br>令和2年度 |
|----------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 売 上 高(百万円)     | 1,527            | 1,649            | 1,549           | 1,557           |
| 経 常 利 益(百万円)   | 142              | 190              | 171             | 201             |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 103              | 135              | 114             | 143             |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 25.77            | 33.93            | 28.54           | 35.81           |
| 総 資 産(百万円)     | 3,563            | 3,730            | 3,766           | 4,108           |
| 純 資 産(百万円)     | 2,299            | 2,412            | 2,482           | 2,726           |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 574.59           | 602.66           | 620.33          | 681.23          |

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、当期純利益を期中平均株式数(自己株式控除後)で除して算出しております。

2. 「1株当たり純資産額」は、純資産を期末発行済株式総数(自己株式控除後)で除して算出しております。

## 5. 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## 6. 対処すべき課題

当社は、事業環境の変化に対応し持続的な成長を実現させるため、収益力の強化と経営基盤の安定化を目指しております。この実現に向けた事業展開において、次の事項を主要な課題としております。

### (1) 新規事業の推進

当社は、火工品事業に次ぐ第二の柱とすべく、化成品事業の拡充を図ってまいります。これまで蓄積した独自の技術を基に、関連企業や研究機関と連携して研究・開発を進め、新たな収益基盤となるべく製品の量産化に向けた生産体制の確立を目指します。

### (2) 研究・開発の強化

既存製品の開発及び製造で培った技術と経験を基に、基礎研究・応用研究共に充実させ高エネルギー物質を利用した精密火工品など独自性の高い新技術の開発で、防衛及び宇宙分野への展開を図ります。

また、知的財産に係る管理体制の強化も重点課題と位置付けております。

### (3) インフラ整備の推進

本社のある菅生工場及び化成品事業の拠点となる草花工場の既存設備は、老朽化や非効率化などの課題を有しております。そこで当社は、生産効率の向上と製品の高付加価値化を目的とした自動化や省人化並びにシステム化などの整備を進めてまいりました。今後も、高エネルギー物質に対する法令や規制を遵守すると共に、従来の工場の在り方を刷新し新技術に対応した整備を継続して行ってまいります。

火薬庫地区においては、効率的な運用を目指した再整備を継続的に検討しております。

中長期計画に基づく集中的且つ効率的な設備投資を積極的に行い、経営資源の活用を図ってまいります。

### (4) 人的基盤の強化

企業の持続的な成長には、人材の確保と共に従業員がスキルや意識を高めるための環境づくりが重要であると考えております。大学や各関連団体からの情報を収集し当社に必要な人材を確保すると共に、常に働く環境を改善し、個々の能力を最大限に引き出す仕組みを整え体系化していくことで、組織の活性化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、当社の経営に深いご理解をいただき、今後ともなお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 7. 主要な事業内容

当社は防衛省、消防庁他諸官庁向けの救難・訓練・防衛・警護等の火工品製造・販売及びその評価試験、民間向け火工品、エアバッグ用点火薬製造などの火工品事業と貸店舗等の賃貸事業を営んでおります。

主な製品は次のとおりであります。

| 区 分       | 主 要 製 品 ・ サ ー ビ ス                                                                                            |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 火 工 品 事 業 | 救命胴衣用自動膨張装置、信号筒救難用、発煙筒信管付、照明筒発射式、信号発煙筒類、無公害発煙筒、落下衝撃吸収用エアバッグ等の火工品、使用済核燃料再処理剤、安全評価実験請負、発煙ゴルフボール、耐水圧発煙筒、火工品焼却処分 |
| 賃 貸 事 業   | 大型商業店舗、大型実験棟、火薬庫群                                                                                            |

## 8. 主要な営業所及び工場

| 名 称       | 所 在 地    |
|-----------|----------|
| 本 社 工 場   | 東京都あきる野市 |
| 草 花 工 場   | 同上       |
| 東 京 営 業 所 | 東京都新宿区   |

## 9. 従業員の状況

| 従 業 員 数 | 対前期比増減 (△) | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|------------|---------|-------------|
| 88名     | △1名        | 46.7歳   | 7.4年        |

## 10. 主要な借入先の状況

| 借 入 先                 | 借 入 金 残 高 |
|-----------------------|-----------|
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行     | 300百万円    |
| 西 武 信 用 金 庫           | 269       |
| 株 式 会 社 八 十 二 銀 行     | 100       |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 100       |

11. その他会社の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## Ⅱ 会社の株式に関する事項

- |                |            |
|----------------|------------|
| 1. 発行可能株式総数    | 8,064,000株 |
| 2. 発行済株式の総数    | 4,032,000株 |
| （うち、自己株式数      | 29,466株)   |
| 3. 株主数         | 2,205名     |
| 4. 上位10名の株主の状況 |            |

| 株主名            | 持株数（千株） | 持株比率（％） |
|----------------|---------|---------|
| 一般社団法人日本文化伝承会館 | 558     | 13.9    |
| 細谷火工共栄会        | 274     | 6.9     |
| 志村実            | 175     | 4.4     |
| 西武信用金庫         | 170     | 4.2     |
| 細谷亮旗           | 155     | 3.9     |
| ナスクリエート株式会社    | 137     | 3.4     |
| 日油株式会社         | 100     | 2.5     |
| 株式会社りそな銀行      | 95      | 2.4     |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 95      | 2.4     |
| 浅原勝            | 90      | 2.2     |

（注） 持株比率は、自己株式（29,466株）を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### Ⅲ 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の状況（令和3年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                        |
|-----------|---------|---------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 細 谷 穰 志 |                                                                     |
| 取 締 役     | 古 山 雄 一 |                                                                     |
| 取 締 役     | 豊 田 肇   |                                                                     |
| 取 締 役     | 細 谷 亮 旗 | 株式会社ホソヤエンタープライズ 社外取締役                                               |
| 取 締 役     | 佐 藤 誠   | 佐藤誠公認会計士・税理士事務所 所長<br>あすなろ監査法人 代表社員<br>株式会社アイティフォー 社外取締役<br>(監査等委員) |
| 常 勤 監 査 役 | 田 中 澄 夫 |                                                                     |
| 監 査 役     | 志 村 実   | 志村電設株式会社 代表取締役社長                                                    |
| 監 査 役     | 安 藤 隆 允 | 安藤公認会計士事務所 所長                                                       |

- (注) 1. 佐藤誠氏は、社外取締役であります。
2. 志村実、安藤隆允の両氏は、社外監査役であります。なお、安藤隆允氏は、東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
3. 監査役志村実氏は、従前より当社の監査役として監査業務経験が豊富であり、企業経営者としての経験と幅広い見識を有しております。
4. 監査役安藤隆允氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

#### 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき同法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

### 3. 取締役及び監査役の報酬等

#### (1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年1月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### ①基本報酬（固定額の金銭報酬）に関する、取締役の個人別報酬等の額又は算定方法の決定方針

当社の取締役の基本報酬は、企業規模、他社の支給状況及び従業員賃金の水準を考慮し、個人の役位・職責・役割の範囲等を総合的に勘案し、決定することを基本方針とする。

#### ②取締役の個人別報酬等のうち、業績連動報酬等にかかる業績指標の内容及び金額（算定方法）の決定方針

当社の取締役の基本報酬は、業績に連動としない固定報酬とする。

#### ③取締役の個人別報酬等のうち、非金銭報酬等について、その内容及び金額（算定方法）の決定方針

当社の取締役基本報酬は、金銭のみとし、非金銭報酬等は該当しない。

#### ④取締役の個人別報酬等の基本報酬・業績連動報酬・非金銭報酬の割合の決定方針

②項、③項により、特段方針は定めず

#### ⑤取締役の報酬等の支給・付与の時期や条件の決定方針

当社の個人別報酬は、定時株主総会終了月の翌月から、定額の月例固定報酬とする。

#### ⑥取締役の個人別報酬等の内容の決定について、取締役や第三者へ委任することに関する事項

当社の個人別の報酬額については取締役会の決議に基づき、代表取締役社長が委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定とする。その権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適していることによる。

⑦取締役の個人別報酬等の内容の決定方法（取締役や第三者への委任に関する事項以外）

⑥項により、該当しない。

(2) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長細谷穰志に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の⑥項によるものです。

(3) 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額<br>(千円) |              | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|-------------------|--------------------|--------------|-----------------------|
|                    |                   | 基本報酬               | 退職慰労金        |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 58,951<br>(2,400) | 50,799<br>(2,400)  | 8,151<br>(－) | 5<br>(1)              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 7,935<br>(2,640)  | 7,644<br>(2,640)   | 291<br>(－)   | 3<br>(2)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 66,887<br>(5,040) | 58,443<br>(5,040)  | 8,443<br>(－) | 8<br>(3)              |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬額につきましては、平成28年6月24日開催の定時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち社外取締役1名）です。
3. 監査役の報酬額につきましては、平成9年6月27日開催の定時株主総会において年額10,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

#### Ⅳ 社外役員に関する事項

##### 1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- (1) 取締役佐藤誠氏は、佐藤誠公認会計士・税理士事務所の所長、あすなる監査法人の代表社員及び株式会社アイティフォーの社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- (2) 監査役志村実氏は、志村電設株式会社の代表取締役社長であります。志村電設株式会社と当社との間には電気設備工事発注等の取引関係がありますが、年間取引額は僅少であります。
- (3) 監査役安藤隆允氏は、安藤公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

##### 2. 当事業年度における主な活動状況

|            | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った<br>職務の概要                                                                       |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 佐藤 誠 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち、14回に出席いたしました。<br>取締役会において公認会計士としての豊富な経験及び知見に基づき、当社の経営全般にわたって発言を行っております。                      |
| 社外監査役 志村 実 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち12回に、また、監査役会6回のうち5回に出席いたしました。<br>取締役会及び監査役会において豊富な経験及び知見に基づき、業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。 |
| 社外監査役 安藤隆允 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち14回に、また、監査役会6回のうち全てに出席いたしました。<br>取締役会及び監査役会において豊富な経験及び知見に基づき、業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。 |

## V 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の氏名

|       |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|
| 公認会計士 | 江 | 畑 | 幸 | 雄 |
| 公認会計士 | 赤 | 須 | 克 | 己 |
| 公認会計士 | 黒 | 須 |   | 裕 |

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

|       |   |   |   |   |         |
|-------|---|---|---|---|---------|
| 公認会計士 | 江 | 畑 | 幸 | 雄 | 3,000千円 |
| 公認会計士 | 赤 | 須 | 克 | 己 | 4,454千円 |
| 公認会計士 | 黒 | 須 |   | 裕 | 3,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### 3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の能力、監査の遂行状況及びその品質管理、独立性等を勘案して必要と判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## Ⅵ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの基本方針について次の通り決議しております。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令及び定款等の遵守を目的として「企業行動規範」「コンプライアンス規程」等の社内規程を定め、取締役が率先垂範すると共に使用人全員に対して教育・研修により周知徹底を図る。
- ② 法令違反等の行為又は事実を識別した場合には、速やかに取締役会及び監査役会に報告すると共に、法令違反等の未然防止、早期発見と早期解決のために「内部通報制度規程」を制定して問題点の指摘と改善策を講じる。
- ③ 内部統制評価の計画に基づき、内部統制評価グループはコンプライアンスの状況を定期的に監査する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会の職務に係る情報・帳票類等（電磁的記録を含む。以下に同じ。）については、「文書管理規程」及び法令に基づき適正に作成、保存及び管理し、取締役及び監査役が常時閲覧できるものとする。
- ② 当社が保存又は管理する電磁的記録については、「ＩＴシステム管理規程」に則した管理体制でセキュリティの確保を図ると共に、継続的にその改善を図る。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定めた「経営危機管理規程」に基づきリスク管理体制を構築する。
- ② 各部門は、それぞれの部門に発生する可能性のあるリスクの把握に努め、内部統制評価グループは、リスク管理体制の有効性について監査を実施する。
- ③ 経営に重大な影響を与える事態が発生した場合には、直ちに対策本部を招集し、迅速な対応を行うことにより、損失・被害を最小限にとどめる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、責任と権限に関する基本事項を定めた「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に職務を執行する。
- ② 取締役会は原則月1回開催し、経営上の重要な事項は取締役会において決定される。また、取締役及び使用人が共有する全社的な経営目標を定め、取締役は、その目標達成のため担当する各部門に周知徹底すると共に、業務運営を容易にするため指揮し統括管理する。
- ③ 原則月1回開催される常勤役員会において、職務を執行する取締役及び執行役員は、職務の執行に関して十分な審議を行い、目標達成のための進捗を管理する。

(5) 監査役による監査の実効性を確保する体制

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、必要と判断した場合監査役の補助使用人を任命することができる。  
また、その人員の異動、評価等の人事事項に関しては監査役の意見を尊重した上で行うものとする。
- ② 取締役及び使用人は法令に基づく事項の他、監査役の求める事項について速やかに対応し、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実があることを発見した時は、法令に従い直ちに監査役に伝達する。
- ③ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をした時は、当該監査役の職務の執行が適切か否かを判断して手続きを行うものとする。
- ④ 監査役と取締役及び会計監査人とは、それぞれ定期的に意見を交換する。また、取締役及び使用人は監査役から業務執行に関する事項について質問等があった時は、速やかに適切な対応を行う。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次の通りとなります。

### (1) コンプライアンスについて

内部統制評価グループは内部監査を実施すると共に、関係部署と連携して金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行い、適宜取締役会への報告を行っております。

また、法令及び社内諸規程遵守のために、継続的な社内教育を実施しております。

### (2) 取締役、監査役の職務の執行について

当事業年度は取締役会を17回開催し、業務執行に関する重要事項を決定しております。これらの会議には監査役も出席しております。

監査役は重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を確認しております。また、取締役、会計監査人と情報交換を行うことで、監査の実効性の向上を図っております。

## **VII 会社の支配に関する基本方針**

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の創業から100年以上受け継がれている確固たる経営理念、日本企業としての存在価値及び当社のステークホルダーとの信頼関係を重視し、当社の企業価値を高めるものでなければならないと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

## Ⅷ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、より良い製品をユーザーに提供し、顧客の満足を得て利益確保を目指すことで、株主の皆様へ長期的且つ安定的な配当ができるよう、年1回期末配当を行う方針であります。当事業年度の剰余金につきましては、継続的な安定配当の基本方針及び当期の業績を勘案して、1株当たり7円としております。

配当の決定機関は、株主総会であります。

また、内部留保資金につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

---

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額、株数については表示単位未満を切捨て、比率その他については四捨五入しております。

# 貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目              | 金 額                      | 科 目              | 金 額                      |
|------------------|--------------------------|------------------|--------------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b> |                          | <b>(負 債 の 部)</b> |                          |
| <b>流 動 資 産</b>   | <b>&lt;1,882,268&gt;</b> | <b>流 動 負 債</b>   | <b>&lt;824,556&gt;</b>   |
| 現金及び預金           | 868,191                  | 買掛金              | 74,937                   |
| 受取手形             | 528                      | 短期借入金            | 500,000                  |
| 電子記録債権           | 13,880                   | 1年内返済予定の長期借入金    | 11,004                   |
| 売掛金              | 406,088                  | リース債務            | 14,419                   |
| 商品及び製品           | 122,521                  | 未払金              | 18,083                   |
| 仕掛品              | 231,208                  | 未払費用             | 46,301                   |
| 原材料及び貯蔵品         | 229,125                  | 未払法人税等           | 41,687                   |
| 前払費用             | 6,470                    | 未払消費税等           | 41,724                   |
| 未収入金             | 2,054                    | 前受金              | 15,370                   |
| その他              | 2,200                    | 預り金              | 14,177                   |
| <b>固 定 資 産</b>   | <b>&lt;2,226,039&gt;</b> | 賞与引当金            | 46,141                   |
| <b>有形固定資産</b>    | <b>&lt;1,742,288&gt;</b> | その他              | 709                      |
| 建物               | 296,385                  | <b>固 定 負 債</b>   | <b>&lt;557,107&gt;</b>   |
| 構築物              | 74,811                   | 長期借入金            | 258,561                  |
| 機械装置             | 15,436                   | 長期リース債務          | 34,726                   |
| 車両運搬具            | 859                      | 退職給付引当金          | 54,913                   |
| 工具器具及び備品         | 22,530                   | 役員退職慰労引当金        | 76,579                   |
| 土地               | 1,321,680                | 製品保証引当金          | 2,141                    |
| リース資産            | 9,694                    | 長期預り保証金          | 55,139                   |
| 建設仮勘定            | 890                      | 長期預り金            | 9,349                    |
| <b>無形固定資産</b>    | <b>&lt;43,814&gt;</b>    | 繰延税金負債           | 56,261                   |
| リース資産            | 38,570                   | 資産除去債務           | 9,434                    |
| その他              | 5,243                    | <b>負 債 合 計</b>   | <b>1,381,664</b>         |
| <b>投資その他の資産</b>  | <b>&lt;439,936&gt;</b>   | <b>(純資産の部)</b>   |                          |
| 投資有価証券           | 435,891                  | 株 主 資 本          | <b>&lt;2,461,532&gt;</b> |
| 出資金              | 3,125                    | 資 本 金            | <b>&lt;201,600&gt;</b>   |
| 差入保証金            | 920                      | 資 本 剰 余 金        | <b>&lt;18,121&gt;</b>    |
| <b>資 産 合 計</b>   | <b>4,108,308</b>         | 資本準備金            | 18,121                   |
|                  |                          | 利 益 剰 余 金        | <b>&lt;2,256,501&gt;</b> |
|                  |                          | 利益準備金            | 50,400                   |
|                  |                          | その他利益剰余金         | 2,206,101                |
|                  |                          | 別途積立金            | 1,350,000                |
|                  |                          | 繰越利益剰余金          | 856,101                  |
|                  |                          | 自 己 株 式          | <b>&lt;△14,690&gt;</b>   |
|                  |                          | 評価・換算差額等         | <b>&lt;265,111&gt;</b>   |
|                  |                          | その他有価証券評価差額金     | <b>&lt;265,111&gt;</b>   |
|                  |                          | <b>純 資 産 合 計</b> | <b>2,726,644</b>         |
|                  |                          | <b>負債・純資産合計</b>  | <b>4,108,308</b>         |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(令和 2 年 4 月 1 日から)  
(令和 3 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

| 科 目        | 金 額       |
|------------|-----------|
| 売上高        | 1,557,656 |
| 売上原価       | 1,035,616 |
| 売上総利益      | 522,039   |
| 販売費及び一般管理費 | 324,009   |
| 営業利益       | 198,030   |
| 営業外収益      |           |
| 受取利息       | 5         |
| 受取配当金      | 5,699     |
| 雑収入        | 1,724     |
| 営業外費用      |           |
| 支払利息       | 3,883     |
| 雑損         | 508       |
| 経常利益       | 201,068   |
| 特別利益       |           |
| 固定資産売却益    | 363       |
| 特別損失       |           |
| 固定資産除却損    | 83        |
| 税引前当期純利益   | 201,348   |
| 法人税等       | 63,521    |
| 法人税等調整額    | △5,486    |
| 当期純利益      | 143,314   |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和3年5月7日

細谷火工株式会社  
取締役会 御中

江畑公認会計士事務所

東京都千代田区

公認会計士 江 畑 幸 雄 ㊞

公認会計士赤須会計事務所

東京都千代田区

公認会計士 赤 須 克 己 ㊞

黒須公認会計士事務所

東京都豊島区

公認会計士 黒 須 裕 ㊞

### 監査意見

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、細谷火工株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査計画に基づいた監査を実施し、監査状況及び結果については各監査役の報告を基に審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成いたしました。また、会計監査人から会計監査人の監査報告書を受領しましたので、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制グループその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況の監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 江畑公認会計士事務所 公認会計士江畑幸雄、公認会計士赤須会計事務所 公認会計士赤須克己及び黒須公認会計士事務所 公認会計士黒須 裕の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月11日

細谷火工株式会社 監査役会

常勤監査役 田 中 澄 夫 ⑩

社外監査役 志 村 実 ⑩

社外監査役 安 藤 隆 允 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の積極的な事業展開に備えるための資金を留保するとともに、今期の業績を踏まえ、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
普通株式1株につき7円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は28,017,738円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和3年6月25日（金曜日）といたしたいと存じます。

### 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | ほそやじょうし<br>細谷 穰 志<br>(昭和34年3月19日生) | 昭和52年 3 月 防衛庁航空自衛隊入隊<br>昭和58年 6 月 当社入社<br>平成 4 年12月 株式会社ホソヤエンタープライズ<br>代表取締役<br>平成18年 6 月 当社取締役<br>平成19年 6 月 取締役東京営業所長<br>平成20年10月 専務取締役東京営業所長<br>平成25年 6 月 代表取締役社長<br>現在に至る | 75,308株       |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                     | 所 有 す る<br>当社株式数 |
|-----------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 2         | ふる やま ゆう いち<br>古 山 雄 一<br>(昭和34年3月4日生)  | 昭和56年 4 月 当社入社<br>平成15年12月 品質保証部長<br>平成18年 4 月 資材部長<br>平成19年 6 月 取締役資材部長<br>平成20年10月 取締役工場長兼技術開発センター長<br>平成21年 8 月 取締役工場長<br>平成25年 6 月 常務取締役<br>令和 1 年10月 取締役<br>現在に至る                                                                                                 | 2,000株           |
| 3         | とよ だ はじめ<br>豊 田 肇<br>(昭和28年8月20日生)      | 昭和52年 4 月 防衛庁航空自衛隊幹部候補生学校入隊<br>平成19年 4 月 空将補<br>平成22年12月 防衛省航空自衛隊退官<br>平成23年 7 月 株式会社ホソヤエンタープライズ入社<br>平成25年 6 月 同社退社<br>平成25年 6 月 当社入社<br>平成25年 7 月 社長室長<br>平成26年 6 月 執行役員社長室長<br>平成28年 4 月 執行役員社長室長兼東京営業所長<br>平成28年 6 月 取締役社長室長兼東京営業所長<br>令和 3 年 2 月 取締役社長室長<br>現在に至る | 3,000株           |
| 4         | ほそ や りょう き<br>細 谷 亮 旗<br>(昭和60年10月14日生) | 平成22年 3 月 足利工業大学大学院機械工学専攻修士<br>課程修了<br>機械工学修士<br>平成22年 4 月 足利工業大学大学院機械工学専攻研究<br>生入学<br>平成23年 3 月 足利工業大学大学院機械工学専攻研究<br>生終了<br>平成23年 4 月 当社入社<br>平成29年 1 月 営業課長<br>平成29年 6 月 取締役（現任）<br>平成30年 6 月 株式会社ホソヤエンタープライズ<br>社外取締役（現任）<br>令和 元 年11月 当社草花工場長<br>現在に至る             | 155,000株         |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 5     | さとう まこと<br>佐藤 誠<br>(昭和39年7月4日生) | 昭和62年 4 月 安田信託銀行株式会社(現みずほ信託銀行) 入社<br>平成 6 年 9 月 同行退社<br>平成 8 年 1 月 経営コンサルタント業開業<br>平成12年10月 監査法人太田昭和センチュリー(現EY新日本有限責任監査法人) 入社<br>平成17年 4 月 公認会計士登録<br>平成17年 4 月 佐藤誠公認会計士事務所開設(現任)<br>平成18年 2 月 税理士登録<br>平成18年 2 月 佐藤誠税理士事務所開設(現任)<br>平成19年 3 月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 退所<br>平成19年 8 月 あすなろ監査法人代表社員(現任)<br>平成22年 6 月 株式会社アイティフォー社外監査役<br>平成27年 6 月 株式会社アイティフォー社外取締役(監査等委員)(現任)<br>平成27年 6 月 当社 社外取締役<br>現在に至る | 0株            |

- (注) 1.各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2.佐藤誠氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 3.佐藤誠氏は、現在当社社外取締役であります。同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
- 4.佐藤誠氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断しました。
- 5.当社は佐藤誠氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 6.当社は、当社取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任

を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。すべての取締役候補者は、取締役を選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役の補欠として、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

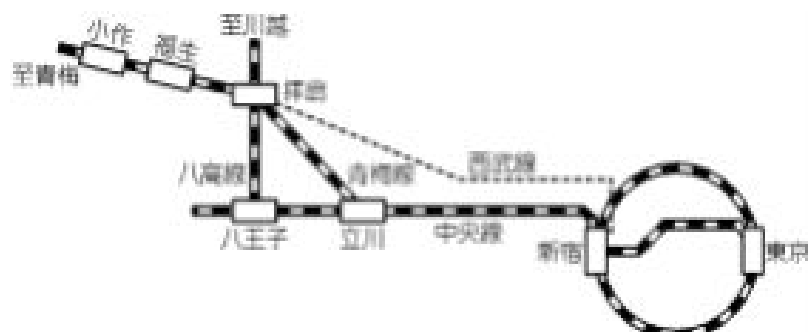
また、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)         | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                       | 所有する<br>当社株式数 |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| こうの<br>河野均<br>(昭和34年11月26日生) | 昭和53年3月 防衛庁航空自衛隊入隊<br>平成26年11月 防衛省航空自衛隊退官<br>平成26年11月 当社入社<br>平成28年4月 工場統括室長<br>現在に至る | 0株            |

- (注) 1.候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。河野均氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

## 株主総会会場ご案内



### —交通のご案内—

#### ●公共交通機関をご利用の場合

JR青梅線小作駅 西東京バス「東海大菅生高校」下車、徒歩約5分  
タクシー約25分

JR青梅線福生駅 タクシー約25分

#### ●お車をご利用の場合

圏央道日の出ICより国道411号（滝山街道）の青梅方面に入り、菅生高校入口信号左折、東海大菅生高校通過後150m程です。約10分

例年、株主総会後に開催しております株主懇談会については、ウイルス感染予防対策の一環として、開催を取り止めさせていただくことになりましたので、ご了承ください。